京都市告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和3年5月17日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人恒河沙	短期入所	恒河沙 ショー トステイ 2610100568	京都市北区大宮 釈迦谷3-24	令和3年5月10 日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)